

社債発行届出目論見書の訂正事項分

平成25年 8 月
(第 2 回訂正分)

新関西国際空港株式会社

大阪府泉佐野市泉州空港北 1 番地

この届出目論見書により行う第4回社債（5年債）10,000,000,000円、第5回社債（10年債）10,000,000,000円及び第6回社債（15年債）10,000,000,000円の募集（一般募集）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年8月19日に、また、同法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年8月28日及び平成25年8月30日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

利率については仮条件を記載しておりますので、利率が決定（平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に決定の予定）した場合には、必要な記載事項について訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1【社債発行届出目論見書の訂正理由】

平成25年8月19日付をもって近畿財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項及び平成25年8月28日付をもって近畿財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年8月30日に振替社債の総額を決定し、引受人及び引受けの条件等を内定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を近畿財務局長に提出いたしました。

これに伴い社債発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2【訂正事項】

第一部【証券情報】	1頁
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	1
券面総額又は振替社債の総額の欄	1
発行価額の総額の欄	1
利率の欄	1
申込期間の欄	1
払込期日の欄	1
欄外注記	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	2
(1)【社債の引受け】	2
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	2
券面総額又は振替社債の総額の欄	2
発行価額の総額の欄	2
利率の欄	2
申込期間の欄	2
払込期日の欄	2
欄外注記	3
4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	3
(1)【社債の引受け】	3
5【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】	4
券面総額又は振替社債の総額の欄	4
発行価額の総額の欄	4
利率の欄	4
申込期間の欄	4
払込期日の欄	4
欄外注記	4
6【社債の引受け及び社債管理の委託（15年債）】	5
(1)【社債の引受け】	5
7【新規発行による手取金の使途】	5
(1)【新規発行による手取金の額】	5
(2)【手取金の使途】	5

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 野で示しております。

第一部【証券情報】

第 1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
------------------	------------------

発行価額の総額の欄

発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
------------	------------------

利率の欄

利率（％）	未定 （第296回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.09%を加えた率～同利回りに0.14%を加えた率を仮条件とする。） <u>（注）13</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成25年9月10日 <u>（注）14</u>
------	-------------------------

払込期日の欄

払込期日	平成25年9月20日 <u>（注）14</u>
------	-------------------------

欄外注記

（注）

<前略>

13. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に決定する予定であります。

14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年8月28日から平成25年9月10日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年9月5日から平成25年9月10日までのいずれの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがいまして、

- ① 利率等決定日が平成25年9月5日の場合、申込期間は「平成25年9月5日」、払込期日は「平成25年9月17日」
- ② 利率等決定日が平成25年9月6日の場合、申込期間は「平成25年9月6日」、払込期日は「平成25年9月18日」
- ③ 利率等決定日が平成25年9月9日の場合、申込期間は「平成25年9月9日」、払込期日は「平成25年9月19日」
- ④ 利率等決定日が平成25年9月10日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意下さい。

（注）13の全文削除並びに14及び15の番号変更

2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
<u>SMB C 日興証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内三丁目3番1号</u>	<u>3,500</u>	<u>1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。</u> <u>2 本社債の引受手数料は額面100円につき金22.5銭とする。</u>
<u>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内二丁目5番2号</u>	<u>3,000</u>	
<u>大和証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号</u>	<u>3,000</u>	
<u>しんきん証券株式会社</u>	<u>東京都中央区京橋三丁目8番1号</u>	<u>500</u>	
計	—	10,000	—

（注） 引受人の氏名又は名称、住所及び引受金額並びに引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

（注） 1 の番号削除及び 2 の全文削除

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
------------------	------------------

発行価額の総額の欄

発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
------------	------------------

利率の欄

利率（％）	未定 （平成25年9月3日入札予定の10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.09%を加えた率～同利回りに0.14%を加えた率を仮条件とする。） <u>（注） 13</u>
-------	--

申込期間の欄

申込期間	平成25年9月10日 <u>（注） 14</u>
------	--------------------------

払込期日の欄

払込期日	平成25年9月20日 <u>（注） 14</u>
------	--------------------------

欄外注記

(注)

<前略>

13. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に決定する予定であります。

14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年8月28日から平成25年9月10日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年9月5日から平成25年9月10日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがって、

① 利率等決定日が平成25年9月5日の場合、申込期間は「平成25年9月5日」、払込期日は「平成25年9月17日」

② 利率等決定日が平成25年9月6日の場合、申込期間は「平成25年9月6日」、払込期日は「平成25年9月18日」

③ 利率等決定日が平成25年9月9日の場合、申込期間は「平成25年9月9日」、払込期日は「平成25年9月19日」

④ 利率等決定日が平成25年9月10日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

(注) 13の全文削除並びに14及び15の番号変更

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
<u>S M B C 日興証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内三丁目3番1号</u>	<u>3,500</u>	<u>1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。</u> <u>2 本社債の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。</u>
<u>三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内二丁目5番2号</u>	<u>3,000</u>	
<u>大和証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号</u>	<u>3,000</u>	
<u>しんきん証券株式会社</u>	<u>東京都中央区京橋三丁目8番1号</u>	<u>500</u>	
計	—	10,000	—

(注) 引受人の氏名又は名称、住所及び引受金額並びに引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

(注) 1の番号削除及び2の全文削除

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
------------------	------------------

発行価額の総額の欄

発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
------------	------------------

利率の欄

利率（％）	未定 （第105回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.16%を加えた率～同利回りに0.21%を加えた率を仮条件とする。） <u>（注）13</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成25年9月10日 <u>（注）14</u>
------	-------------------------

払込期日の欄

払込期日	平成25年9月20日 <u>（注）14</u>
------	-------------------------

欄外注記

（注）

<前略>

13. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に決定する予定であります。

14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年8月28日から平成25年9月10日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成25年9月5日から平成25年9月10日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがって、

- ① 利率等決定日が平成25年9月5日の場合、申込期間は「平成25年9月5日」、払込期日は「平成25年9月17日」
- ② 利率等決定日が平成25年9月6日の場合、申込期間は「平成25年9月6日」、払込期日は「平成25年9月18日」
- ③ 利率等決定日が平成25年9月9日の場合、申込期間は「平成25年9月9日」、払込期日は「平成25年9月19日」
- ④ 利率等決定日が平成25年9月10日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

（注）13の全文削除並びに14及び15の番号変更

6 【社債の引受け及び社債管理の委託（15年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
<u>SMB C 日興証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号</u>	<u>3,500</u>	<u>1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。</u> <u>2 本社債の引受手数料は額面100円につき金35銭とする。</u>
<u>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号</u>	<u>3,000</u>	
<u>大和証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号</u>	<u>3,000</u>	
<u>しんきん証券株式会社</u>	<u>東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号</u>	<u>500</u>	
計	—	<u>10,000</u>	—

（注） 引受人の氏名又は名称、住所及び引受金額並びに引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、平成25年9月5日から平成25年9月10日までの間に引受並びに募集取扱契約を締結する予定であります。

（注） 1 の番号削除及び 2 の全文削除

7 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
<u>30,000</u>	<u>99</u>	<u>29,901</u>

（注） 1. 上記金額は、第4回社債（一般担保付）、第5回社債（一般担保付）及び第6回社債（一般担保付）の合計金額であります。

2. 上記発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（注） 2 の全文削除及び 3 の番号変更

（2）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額29,901百万円は、22,681百万円を平成25年10月18日に償還予定の新関西国際空港株式会社政府保証第42回社債の償還資金に充当し、残額を連結子会社である関西国際空港土地保有株式会社への融資資金として、平成25年12月に充当する予定であります。

関西国際空港土地保有株式会社は、全額を関西国際空港株式会社第27回社債の償還資金の一部に充当する予定であります。